

令和2年（行ウ）第89号 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件

原告

被告 国

第3 準備書面

令和3年10月14日

東京地方裁判所民事第19部 御中

原告訴訟代理人

弁護士	指	宿	昭	一
同	明	石	順	平

原告は、「本件業務と本件疾病の因果関係」についての主張（訴状18頁「3」）を補充する。

1 訴状「3 本件業務と本件疾病の因果関係」についての被告の認否

訴状18頁「3 本件業務と本件疾病の因果関係」において、原告は、被災者が低温サウナである「縄文の湯」で発見されたことは、心筋梗塞による死亡との因果関係を否定するものではなく、本件業務と被災者の死亡の因果関係は認められるという趣旨の主張をした。

これに対して、被告は、準備書面（1）において、被災者の死亡は「心筋梗塞」ではなく「心停止」であると反論するだけで、低温サウナに関する原告の主張を争っていない（4～5頁）。また、被告の主張である「5 亡Aの心停止が山本サービスの業務に起因するものとはいえないこと」（37～39頁）においても、低温サウナに関する原告の主張を争っていない。

よって、被告は、低温サウナに関する原告の主張を認めているといえる。

2 本件不支給決定、本件棄却決定及び本件再審査棄却決定における低温サウナに関する認定

本件不支給決定（甲５）は、被災者が家事使用人であることから、労災保険法が適用されていないとしており、因果関係についての判断をしていない。

本件棄却決定（甲２）は、被災者が家事使用人であり、労働者とは認められないことを理由に業務起因性を否定しており、被災者が低温サウナで発見されたことを理由として因果関係を否定するものではない（２３頁・「オ」）。

本件再審査棄却決定（甲６）は、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の加重業務」及び「長期間の加重業務」のいずれもが認められないことを理由に業務起因性（因果関係）を否定しており、被災者が低温サウナで発見されたことを理由として因果関係を否定するものではない（５～６頁）。

3 協立診療所 F 医師の見解について

本件棄却決定（甲２）の「オ 医証について」（１９頁）には、協立診療所 F 医師が、「サウナ室なので高温から発汗し脱水症状を起こしやすく、その結果心臓血管の悪化を示唆してい」という記載がある。しかし、F 医師は、被災者が発見されたのが、通常のサウナであると認識して意見を述べているようであり、実際には被災者が発見されたのは低温サウナであるから、F 医師の意見は前提を誤っている。

4 低温サウナは、本件疾病と被災者の死亡の因果関係を切断するような要因ではないこと

訴状 18 頁「３ 本件業務と本件疾病の因果関係」で述べた通り、低温サウナは、心臓に疾病がある患者が体に負担をかけずに体を暖める方法として開発されたものである（甲 21）。本件サウナの温度は 44℃にすぎず、80℃から 100℃とされる一般のサウナとは全く違うものである（甲 20、甲 19）。

被災者には、循環器系の既往症はなく（甲 22）、本件のような低温サウナによって心筋梗塞ないし心停止を引き起こされることは、社会通念上、およそ考えられ

ない。

したがって、被災者が低温サウナにおいて発見されたことは、本件疾病と死亡との因果関係を切断する要因とはなりえない。

以上